

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	高度利用地区内の建築物の容積率、建ぺい率又は建築面積の例外許可		
根拠法令等及び条項	建築基準法第59条第1項第3号ただし書及び第4項		
標準処理期間	根拠条項	未設定	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	
	標準処理期間	日	
審査基準	根拠条項	建築基準法第59条第1項第3号ただし書及び第4項	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	
	<p><b>【 基 準 】</b></p> <p>処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難である。</p>		